

徳川家霊廟奉獻石燈籠の成立と展開(中―1)

伊藤 友己

この稿の(上)を書いたのが二〇一四年の四月なので、あれから四年経ったこととなります。その間日光の大猷院霊廟の調査を行うことが出来、二四九基の燈籠の確認調査を行いました。結果を『日光山輪王寺大猷院奉獻石燈籠現況調査報告書』として、日光山輪王寺に報告することが出来ました。また未発表ですがその成果を元に『日光山輪王寺大猷院霊廟内の燈籠配置』という論考を纏めました。機会があれば発表したいと思っています。本来ならその結果を(上)に反映すべきですが、ここでは先を急ぐことにして四年間の成果を元に厳有院以降の徳川家霊廟への石灯籠献納の実態を報告したいと思います。

厳有院の燈籠

1. 厳有院殿廟の造営

四代將軍徳川家綱(一六四一―一六八〇年)は延宝八年五月八日に逝去し、厳有院と諡されて遺命により上野寛永寺に墓所を営むことになりました。家綱の逝去に関して『常憲院殿御実紀』の記述は意外と淡泊です。

○八日 大納言殿「徳川綱吉」二丸より渡らせたまふ。御對面あり。千代姫御方にもまうのぼりたまふ。甲府中將方。三家の方々。井伊掃部頭直該。酒井河内守忠舉拝謁して御氣色うかゞひ。その外諸大名。諸有司は老臣に謁してうかゞひ奉る。奏者番土屋相摸守政直はこたびの御事により。尾張名古屋へ御使奉り暇たまふ。「この日御病いよくおもらせ給へば。大納言殿重て渡らせたまひ。御正寝にて御遺教まし」。西刻終に御大漸に及ばせたまふ。御齡四十にてまし。ける。

厳有院の葬送の次第については、『厳有院殿御葬送日録』(以下『日録』)という記録が東京国立博物館に収蔵されており、デジタルライブラリーで公開されています。表紙には上記の題字と共に「青山下野守借寫 稲葉丹後守」と記載されています。裏表紙には「徳川宗敬氏寄贈」の押印が有ります。中身は逝去の五月八日から二十六日に寛永寺黒書院から棺を御廟の石槨に納

める迄の葬送の記録になっています。『常憲院殿御実紀』に比べ挿図も多く御葬送の内容を具体的に知る記録になっています。関連の部分の引いてみます。

延寶八年庚申五月六日

征夷大將軍右大臣源家綱公御病重クナラセタマヒテ御世ヲ

大納言綱吉君ニ譲ラセタマフ都鄙マテモ驚キサワケドモカイナクツイニ八日未ノ刻ニ薨シセタマフ

今大君二丸ニ御座タマヒテ天下ノ事ヲモ謀リタマヒ 先大君ノ御葬送ノ事ヲモ仰下セタマフ

○九日 日光御門跡江上使トシテ土井能登守ヲ遣サル薨御ノ趣ヲ仰遣サル且又 御遺言ニ依テ東叡山江御送葬アルヘキ由相達セララル

○十日大久保加賀守忠朝ヲ 御前ニ召テ御葬送并ニ 御法會總奉行ヲ仰付ラル寺社奉行板倉石見守重道松平山城守重治勘定奉行大岡五郎右衛門清重ヲ召テ御法會ノ事ノ仰付ラル

○十一日東叡山 御廟所御普請ノ手傳阿部美作守ニ仰付ラル加賀守申渡ス○東叡山ニテ元光院津梁院圓珠院寺地今度 御廟所御用地ニ召上ラルノ旨板倉石見頭「マ」松平山城守ニ仰渡サル

○十三日阿倍美作守今日ヨリ 御廟所御普請ヲ始ム十七日晴

○加賀守石見守山城守五郎左衛門等本坊書院ニテ御廟所経営ノ事ヲ議ス御作事奉行青木遠江守神尾若狭守及鈴木修理コレニ預ル但シ御廟所経営ニヨリ御作事奉行三人ノ内二人ツ、毎日替々相勤ム

大久保加賀守忠朝が御法會の総奉行を仰付られ、寺社奉行板倉石見守重道、松平山城守重治、勘定奉行大岡五郎右衛門清重が同じく御法會の執行を仰せつかっています。

十一日には厳有院の霊廟を上野寛永寺内の大猷院(徳川家光)霊廟の隣接地に営む事が決まり、その地にあった元光院、津梁院、圓珠院の寺地を移転する方針が出されています。

元光院、津梁院、圓珠院の位置を延宝八年の『江戸方角安見図』から確認しておきます。図中央寛永寺の本坊は、現在の上野の国立博物館の所在地です。津梁院、元光院の上側の部分が崖線になっているのは、今の鶯谷の方面へ下っていく部分で、明治以降この崖線を削って鉄道が敷設されたのはご存じの通りです。後の議論との関連で、ここでは津梁院について考察をしてお



図1 延宝8年「江戸方角安見図」

きます。

津梁院については山澤学氏の「上野東叡山における弘前藩津軽家御廟所祭祀の確立過程」(浪川健治編『近世武士の生活と意識』二〇〇四年一〇月岩田書店)に要領よく纏められていますので、引いておきます。

津梁院は、寛永年間(一六二四―四四)、法印本祐の開基とされる。(中略)津梁院は、津軽家三代信義を開基檀那とし、寛永八年正月十四日の没後に浅草の常福寺に葬られた、二代信枚の「塔」を遷すことにより成立した。その号は、信枚の法名津梁院殿権大僧都寛海に由来する。津梁は「津軽ノ棟梁」かつ衆生済度の意、寛海の寛は寛永寺の寛、海は天海の「海ノ一字」を賜ったものとされる。寺地は、後の厳有院殿御霊屋二天門傍の空き地周辺であったと伝えられている。その後、延宝八年(一六八〇)厳有院殿御霊屋が建立されると、その別当に補せられ、また、寺地は替地となった。元禄十六年(一七〇三)に大火(十一月二十九日の地震火事か)で類焼後再建、さらに宝永六年(一七〇九)五代將軍綱吉の常憲院殿御霊屋(十日御仏殿、二之御霊屋)の建立によって、再び移転させられた。

津梁院は津軽藩三代藩主津軽信義が造営し、法印本祐を開基とする寺で、津軽藩の菩提寺とも成っていたことで、移転に際しては津軽藩と幕府との間で遣り取りが行われる事になります。此の経緯については前記の山澤学氏の論考に詳しく書かれているのでそれに譲ることとし、ここでは津梁院の墓所の移転に際して鈴木修理長常の支配にあった石工棟梁亀岡久三郎と関わりがあったことを述べるに留めておきたいと思っています。

靈廟経営については『鈴木修理日記』(近世庶民生活史料 未刊日記集成第三六卷 以下『修理日記』)に詳しい記述があります。『修理日記』は幕府の作事奉行の御大工頭鈴木長常、長頼による記録ですが、記録の中に

は「長常公」と記載している部分が多く有りますので大部分は長頼の手によって書かれた物と言われています。編者の保田晴男氏の解題から記録者である鈴木修理父子について引いておきます。

この日記の筆者は、鈴木修理長常・同修理長頼の父子二代にわたっている。父長常は元和九(一六二三)年生まれ、寛永十二(一六三五年)に家督を継いで、元禄九(二六九六)年七十四歳で没し、子の長兵衛長頼は、明暦元(二六五五)年の生まれ、貞享三(一六八六)年に跡を継ぎ、宝永二(一七〇五)年五十一歳で急逝する。この時、実子小七郎幼少のため、縁戚の木原家から養子、新五兵衛長範を迎えた。日記は、寛文十(一六七〇)年九月から、途中欠落もあるが、宝永三年(一七〇六)十二月までの分が現存するので、長頼没後の約一年間の記事は、この長範か、あるいはその近辺の者の手によるものと考えられる。

鈴木父子二代の「修理」は、幕府作事奉行の配下、御大工頭として、御被官大工・大棟梁・御手大工ほか、木挽・壁方・鋸方・鍛冶方等々の諸職に従え、江戸城内外の殿舎諸門等の建造物・上下水道・橋梁の建設や修補、日光東照宮など徳川家ゆかりの社寺・靈廟の造営や修築、更に絵図の作成とか、將軍家の葬儀や仏事にまでも従事した。

大工頭鈴木家については、鈴木近江長次を加えて長次・長常・長頼三代の事績として語る方が良いと思われる。

江戸幕府の大工頭は法隆寺大工の流れを汲み、家康に愛された天才工匠中井正清の中井方と、浜松大工の流れを汲み秀忠に重用された木原吉次の木原方との二つの大きな勢力が主となります。木原吉次は元鈴木氏、「吉次遠江國山名郡木原村に住せしより家号を木原にあらたむ。」と『寛政重修諸家譜』にあります。

この木原方と鈴木長次との関わりと大工頭を巡る時代の流れを内藤昌氏の『近世大工の美学』(昭和五六年ぺりかん社)から少し長くなりますが引用して見ます。

家康を後楯にした中井方にかわって、秀忠側近の譜代大工集団「木原方」が台頭する。中井正清の死は、その建築界の新しい動向を決定的なものにした。

そもそも木原方は、天正一八年(一五九〇)家康の関東御入国以来、江戸城大手前に常普請小屋を構え、城中・城下の建設にあたってきた。木

原家は初代Ⅱ吉勝が家康の祖父Ⅱ清康に仕えてより徳川家の部将として活躍しており、三代Ⅱ吉次るとき、普請方の惣奉行となり、主として徳川家の建設工事を管理する役を命じられていた。したがって大工集団としての木原方の成立は、三代Ⅱ吉次からで、天正二十年武蔵新井宿村(東京都大田区)に四百四十石の采地を拝領、建設官僚として三河以来の譜代大工衆を支配した。

ここで注目すべきは、この木原吉次は中井正清のように一般にいう技術者でない点であろう。そこで技術的な面での補佐役として、木原家の縁者Ⅱ鈴木近江守長次をあてたのである。鈴木家は三河国足助の出身で、木原吉次とともに江戸城下に移住している。ところが慶長七年吉次のあと木原家四代を継ぐべき子の重次が早世、加えて吉次も慶長一五年死去する。不幸はさらに続き、五代を継いだ重義も二年後の慶長一七年他界、わずかに四歳の六代Ⅱ義久が木原家の当主となる。そこで鈴木長次は若年の義久を助け、その名代として木原方を統率することになるのである。(中略)二元政治の解消は木原方を江戸建築界の雄となし、その統帥としての長次は、『御大工頭木原家由緒書』によると常に將軍秀忠に宿直し、御用をうけたまわったという。かつて家康に信任あつた中井正清を思わせるものがある。(中略)寛永七年(一六三〇)には五〇〇石を拝領、建築界では木原義久の七五〇石に次ぐ重用である。將軍秀忠は寛永九年正月死去するが、その台徳院(秀忠の法名)霊廟工事には木原義久とともに鈴木長次は副奉行を務める。この直後の一〇月二日には、幕府の建築工事いっさいを担当する恒常的な役所として「作事方」が設置されるが、義久・長次ともども正式に「御大工頭」となり、以来久しく木原・鈴木の両家は、江戸建築界の総元締としての地位をえるのである。

『修理日記』の中で、「内匠」と記されているのは明暦三年に木原義久を継いだ重弘で、御小納戸、布衣に進み後元禄十年には千五十石を領知することになります。(『寛政重修諸家譜』巻千五百)

鈴木修理大夫父子の立ち位置を確認したところで『修理日記』から『日録』に該当する部分の記事を書き抜いてみます。『日録』と違うのは、家綱の逝去が報じられると、次の將軍である綱吉の居住する二之丸の御休息之間の前に「仮之御雪隠」を設置したり、家綱の葬送に使われる「御棺之寸法之儀」について手配をしたり、御本丸の改装について伺いを出したりと、実務の仕事が多く記載されています。

九日 丁酉 霽

辰刻登城候処、家綱尊君、昨八日申刻、御薨去被遊候由被仰出有之、諸人驚歎、石川美作守殿、御棺之御用杯被仰付、御老中之御前江も出、御法事之御用被仰付、明日、絵図等持参候様ニ被仰、御退出、二之御丸江参、大納言様御機嫌奉伺、退出。

十日 戌戌 雨降

卯刻、二之丸江罷出、御休息之間前ニ、仮之御雪隠出来、小細工方々仕、一篇見廻り、御本丸江罷出。

一、御棺之寸法之儀、式尺五寸四方、高サ□(欠)ニ可仕候、御束鉢(帶)ニ而被為入候筈之由、石川美作守殿被仰渡、則申付、晩方出来、御入棺之由、石灰斗斗(ママ)入五、朱十七貫目、都合二拾貳貫目。

津梁院・元光院・円珠院の地に御廟所を営む事については、十日の段階で老中の前で上野の絵図を元に建物の配置についての構想が練られ、現場の見分が行われています。廟所の概略図は翌日迄に仕上げられ、老中、作事奉行の前で披見され「御廟は今少岸を去可然之由」との条件で了承されます。従って『日録』では、十一日の条に「元光院津梁院圓珠院寺地今度 御廟所御用地ニ召上ラル、旨」と記載される事になります。

一、御老中御前江罷出、上野御絵図披之、御廟之場之義奉伺候処ニ、津梁院・元広(光)院・円寿(珠)院一門ニ入、岸之方十間程置、御廟所ニ仕、夫々段々ニ御仏殿・御拝殿・御唐門又は勅額門と仕来候為、兎角間数等相改、場所見分可然之由、大久保加賀守殿御出之筈ニ付、内匠・余も帰宿、御被官杉本五左衛門・内山清左衛門・当番前沢藤兵衛・飛騨召連参、御本坊待合、青木遠江守殿・神尾若狭守殿・大井新右衛門殿御越、小菅伊右・須田次郎左被参、追付加賀守殿御出、右之院々御覽、委細間数相改、差図ニ付、明朝、二之御丸江持参候様ニと被仰、御帰、何も罷帰。

一、大久保加賀守義、昨日、於二之御丸、今度御法事惣奉行、御直被仰付。一、板倉石見守・松平山城守・大岡五郎右衛門、是又御法事之役人被仰候。十一日 己亥 霽

卯刻、内匠同道、小細工所江見廻り、御棺覆出来際見分、従夫、加賀守殿江参候処、於途中、大新右衛門殿江逢。同道参、加賀守殿掛御目、絵図御覽、一段能有之候間、二之御丸江持参候様ニと被仰、御廻郎(廓)は御唐門ニ付可然之由被仰付、二之御丸ニ而、直御老中御本丸江御越被成付、罷越。

一、午后刻、溜り江御老中御出、三人共ニ罷出、作事奉行も被出、絵図掛御目候処ニ、一段之由、御廟は今少岸を去可然之由、美濃守殿被仰、阿美作守殿手伝被仰付、同道上野へ参、絵図等申付、帰。

十七日 乙巳 霽

卯刻、目付衆・美作守殿、御用候間、早と登城候様ニと申来、二之御丸江罷越候処ニ、松因幡守殿御出、昨日差上候絵図少と御好有之、直候ハ、早と差上候様ニと被仰、退出、申刻、内匠被致持参、登城之処、何も退出故、被帰候由、余は上野本坊長常公御部屋江見廻、七郎兵同道、申后刻帰、内匠江寄。

『日録』では十七日に寛永寺本坊で靈廟経営について話し合いが行われていますが、『修理日記』には記載がありません。長頼は「余は上野本坊長常公御部屋江見廻」「申后刻帰」と書いていますので、修理長常は寛永寺本坊に詰めていて、ここで話し合いが行われたのですが、長頼は同席していないので記述が無いこととなります。

『常憲院殿御実紀』では厳有院の御葬儀が終わってしまうと靈廟造営に関する記述は、造営総督の任命、上棟、造営の完成に伴う行賞の記述に限られてしまします。その後は厳有院の一周忌の法要の記事に繋がります。

○七月廿九日

大久保加賀守忠朝 靈廟造営の総督仰付られ。（大久保）兵九郎忠直。（坂本）小左衛門重治。（松平）伝左衛門利正も。そのことにあづかるべしと命せらる。

○天和元年四月廿一日

此日 嚴有院殿靈廟上棟并に安鎮あり。事にあづかるともがら監臨し。大工鈴木修理に行平御太刀一振。鞍馬一匹給ふ。

○廿六日

嚴有院殿靈廟成功をもて。大目付内藤新五郎正方。坂本右衛門佐重治。町奉行北條新藏氏平。鑓奉行酒井小平次忠村。持弓頭秋山十右衛門正房。持筒頭久永源兵衛重之。落合源右衛門道勝。堀田五郎左衛門一輝。寄合松平右近將監利正。大久保伊豫守忠直。儒員人見友元宜卿に各金。時服羽織等をたまひ。又右筆。小普請奉行。賄頭。勘定組頭。代官。大工頭。植木奉行。被官大工頭。同大工。手大工頭等にも。金銀、時服たまふこと差あり。酒井左衛門尉忠義も人夫出したるをもて。その事にあづかる家人に。時服。羽織。銀たまふ。

○五月八日東叡山の 靈廟に御詣あり。御束帯にて御轅奉る。五位以上みな行列に参り。使番櫻井庄之助勝正。石尾七兵衛氏一はじめ六人隨身つかふまつり。諸老臣并に石川美作守乗政。御側牧野備後守成貞。其外四品以上のともがら豫参し。（後略）

『修理日記』は勿論造営の中心となった大工頭の記録ですから、造営に到る経過をかなり詳しく記述しています。例えば厳有院廟奥院宝塔に使用される宝塔石が伊豆から海路江戸に着き、上野に運び込まれ組み上げられて行く様子が詳しく書かれています。江戸というのは関東ローム層の上に乗る扇状台地ですから、そもそも石材という物が身近にありません。江戸城石垣の造営を初め殆どの石材は伊豆から運ばれてきました。後に見るように諸大名が献納する石灯籠の石材も多く伊豆で切り出され江戸まで運ばれてきました。厳有院宝塔関連の記事を『修理日記』から書き抜いてみます。ここで足代とは、足場のことです。

○延享九年三月

十九日 御笠石上野へ着。

廿九日 今日、御宝塔御地盤石引居ル。

四月朔日 上野江参、加賀守御出、今日、御宝塔足代致、暮合御帰、

四日 上野へ罷越、今日御宝塔御胴筒石建、加賀守殿も御出、暮前御帰り。

八日 今日、御笠石足代半バ引上ル、加賀守殿御出、御霊前江も参詣。

九日 上野へ出、御笠石、未刻無相違被為上、相済、帰、

廿二日 酉刻、御宝塔江御尊体奉納、加賀守殿・三人之奉行衆・長常公・

内匠・自分立合、長はかま、何も衣冠

これに先立つ閏八月廿二日の項には「今日、石屋久三郎、自伊豆帰候由ニ而、参」と有りますし、三月の八日には久能山に居た鈴木修理の元へ江戸から「亀岡久三郎方ヨリ飛脚差越。」とあります。久三郎から宝塔の仕上げの予定を知らせてきた物と思われれます。

高木浅雄氏は伊豆の石切文書の発掘と調査に多大な功績を残されましたが、『戸田村の石切文書』（「沼津市博物館紀要13」平成元年3月30日）に沼津市西浦古宇の尾張家丁場の一つ「高丁場」に残された不動明王に刻まれた銘文を紹介しています。

右側

「嚴有院殿様御宝塔石當山御出来奉以御同石作

御山出御船廻御奉行

伊奈兵右衛門□□」

左側

延宝九辛酉曆正月八日

御石作師 圖岡久三郎

金子浩之氏は『近世大名墓の制作―徳川將軍家墓標と伊豆石帳場を中心に―』（『近世大名墓の世界』「季刊 考古学別冊20 雄山閣」の中で、この不動明王像に言及し、

御山出御船廻御奉行を 伊奈兵右衛門忠易、同 兵 □□忠至
御石作師を 龜岡久三郎
としています。



写真1 不動明王像

この龜岡久三郎は先に書いたように嚴有院靈廟造営の石工の責任者です。おそらく、石工を率いて井田村まで出向き宝塔石の荒仕上をして江戸に送り出す監督をしていたものと思われまゝ。宝塔石を切り出す際に出た余材で不動明王像を刻み記念に据えた物と思われまゝ。

先ほど紹介した「覚」の続きの部分には「申酉兩年、伊豆國江罷越、御石御用相勤申候」と有りますが、その記述がこれに当たる物と思われまゝ。

付け加えておけば、嚴有院靈廟の奥院宝塔は貞享二（一六八五）年五月に鑄銅製に作り替えられましたので、この石造宝塔は現存しません。

宝塔以外の仏殿作事関係の流れを『修理日記』から見ておきます。

十一月朔日 今日御仏殿下、龜腹石居之、及暮御歸、西之方ニ望氣見ル。

廿五日 卯刻、長常公御供申、古忠同道上野へ参、辰刻、御仏殿御柱

立・上棟迄仕廻之、未后刻、加賀守殿御出、及暮御歸、

延宝九年正月十二日 午刻、椎名伊与方江参、今日は御尊体奉鑄付、何も

参、直二歸、長常公は上野へ御越、申后刻御歸。

四月廿日 今日、透と御掃除迄出来二付、美濃殿・因幡殿・豊後殿・筑

前殿・備後殿御出、御覽

御仏殿の上棟式を前に掃除を済ませ、準備は整います。上棟式の儀式の内容が面白いので詳しく書き抜いておきます。

廿一日 甲辰 霽

卯刻、上棟之事整而、輪王寺二品法親王、御拜殿之右之方ニ上疊ヲ敷、御着座、同左之方翼、隅ニ奉行大久保加賀守・營監酒井左衛門尉・寺社奉行水野右衛門太夫・稻葉丹後守・松平山城守列座、（中略）右ノ方階上ニ大工頭鈴木修理、仮ノ大紋ニテ罷在、其ノ後ニ木原内匠・鈴木長兵衛罷在、階下ニ大工棟梁鶴飛騨大紋ヲ着シ罷在、雇從之小工、御唐門之左右、向拝下石ノ間罷在、各着素袍、耆人之小工金銀紅ノ幣ヲ持、飛騨が際ニ有、さて座定而後、小工耆人膝突ヲ階下ニ敷、其時飛騨座を立而、膝突ノ上ニ登り、件之金銀紅之幣ヲ戴キ、五返之ふり、幣軸ヲ以て板縁をならし、其相図「合図」を、御廊下罷在小工声を合、其音ヲ聞、四方ニ居所之小工共一同ニ槌ヲうつ、如此する事三度ニをよび、事終ル、

廿三日 丙午 霽

大炊御門内府・油小路大納言・日野中納言・愛宕三位、束帯ニ而参伺、長柄、於勅額門外下ル、勅額掛之、（下略）

四月二十三日に勅額門に勅使により勅額が掲げられて、五月八日の一周忌を前にした仏殿造営の仕事が終わります。

2. 石工棟梁龜岡久三郎のこと

幕府作事方大工頭鈴木家については田辺泰氏や内藤昌氏の業績があります。が、石工棟梁の龜岡家については今ひとつ明確な像を結べないままです。

そんな中で天明三年（一七八三）に龜岡伊豫から府内の店持の石工職人三〇〇人を差し出させ国役を申し付けられたという願書が出され、詮議の記録が有る事が判りました。出典は『安永撰要類集』で『東京市史稿産業編29』に納められています。

以三書付一奉三願上一候

乍レ恐私儀先祖、台徳院様御代元和年中より石方棟梁相勤、其頃は石切職人壹人に付、作料飯米共米六升七合宛被三下置一、石切職人支配仕、御米作料にて出兼候を、私方より触流、御當地遠國近國御用奉三相勤一候處、慶安年中大猷院様御棺日光え入御被レ爲レ遊候砌日光え罷越、御石棺御寶塔御用被レ爲三仰付一、御幕之内迄相詰、御用向奉三相勤一候。右御用相濟、先組久兵衛久三郎父子共御城え被レ爲レ召、酒井讃岐守殿・松平伊豆守殿御列座、御宝塔并御石棺大御用無レ滞相勤候儀被レ達三御上聞一、爲三御褒美一、久兵衛え御紋付時服御羽織御金五百兩、伴久三郎え御時服ニツ拝領仕候。其後御普請場御成之節は、父子共御目通え罷出、度々御目見仕候。明曆年中大火之節、御本丸御普請之石山切出存知寄書、先組久兵衛久世大和守殿え御直三奉三差上一候處、御忠節被レ爲三思召一、相州豆州兩所え御證文被レ下、石方手代差遣、追々着石御普請初御座候二付、御褒美被レ爲三仰渡一候。其後御扶持方拝領屋敷共被三下置一、今以相勤來候。(下略)前書之通私儀、乍レ恐御代々石方棟梁職之處、職人無三御座一、勘辦も出来兼候二付、何卒町中石工見世持共御國役相勤させ候様爲レ仕度、此段奉三願上一候。以上。

天明三卯年十一月

石方棟梁
龜岡伊豫印

ここでは、元和以来石工棟梁を務めていたことと、「御代々石方棟梁職之處、職人無三御座二」という所が氣に掛かります。明曆の大火の時に忠勤に励んだという部分は後に触れます。

亀岡久三郎について目を開かせられたのはここでも山澤学氏の論考です。
〔徳川家霊廟建築の私的分析―入札と投機の時代史―〕〔関東近世史研究〕第53号(2003年10月)

山澤学氏は亀岡久兵衛・久三郎父子の請負御用を「「投機的」職人・商人の実像の例として追っていて、二つの資料を元に石工棟梁亀岡家の実像を追求していきます。

一つは『修理日記』巻五十六の宝永元年十月六日の項に書き写された「覚」です。

依御尋乍憚申上候覚

御石方亀岡久三郎

拙者儀祖父石屋久兵衛、於御当地御城御普請所々御石垣築立申候、然共御石屋と申二而ハ無御座候、父久兵衛義、佐久間將監殿御作事奉行之節々、御石方御用相勤申候様二被仰渡、父久兵衛相勤候内々五拾四年、石方御用無懈怠相勤申候、御本丸・西之御丸・外ヶ輪御石垣・二条・大坂御城・駿州久能・日光・遠国近国御社堂・上野増上寺御用、其外目立申候御石垣不残相勤申候、先年日光御宮御宝塔之時分は、駿州久能御用二罷越、日光御用、中山又蔵と申石屋相勤、為御褒美御知行被下之候、今程此子孫断絶仕候、県宗知モ其時節御知行拝領仕候、前々睨御支配之御方無御座候処二、元禄三年ノ年、拾五年以前、日光御石御用相勤罷帰、御能拝見被仰付候節、御作事方御支配二罷成候、以上。

申十月

中山又蔵、県宗知の名は『舊記』（『日光山輪王寺史』）には

石屋又蔵阿形五郎佐

と書かれています、『大猷院殿御実紀』には

石工縣五郎作。石屋又蔵へ金貳万兩下され。又蔵には月俸も下さる。と有ります。いづれも石工の棟梁を務めた者と思われます。

この書付には更に亀岡父子が幕府から請け負った普請の内容と御褒美、拝領物について編年的に書き記した「覚え」が付いて居ます。

山澤学氏はこの内容を年譜の形で整理して纏めていますので、縦書きに直してそのまま掲載させて頂きます。

年代	請負御用
寛永十七年〜同十八年	駿河久能山御用
慶安四年〜承応元年	日光(大猷院廟)御普請(石宝塔)(初之石方御用)
明暦三年	明暦大火後の伊豆・相模御用石出し
延宝二年	酒井空因忠勝菩提寺牛込長安寺に御手水鉢寄進
延宝四年	芝金杉新堀普請
延宝八年〜天和元年	上野(蔵有院廟)御普請(石宝塔)
天和三年	伊豆御石御用
元禄二年〜同三年	日光東照宮石燈籠修復、冬木屋市兵衛請負切抜石矢来代納
元禄十二年	日光(東照宮・大猷院廟造替)御普請御用(長畑石見分)
宝永元年	江戸城石垣修復御用

(表1 石屋亀岡久兵衛・久三郎の請負御用)

表にもあるように元禄十二年正月、亀岡久三郎は前田文四郎と共に石切方の肝煎に任命されます。先に掲げた天明三年の「書付」の中で「元和年中より石方棟梁相勤」と有りますが、『江戸幕府役職武鑑編年集成』で見える限り『役職武鑑』に亀岡久三郎の名が見えるのは元禄十五年の「正統武鑑」で

▲御石屋 亀岡久三郎 前田文四郎

の記述が有りますので、亀岡久三郎が公的に幕府の石工棟梁として認知されるのはこの元禄十二年以降のことと思われま

▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎
▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎
▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎
▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎
▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎
▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎
▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎
▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎
▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎
▲御石屋	亀岡久三郎	前田文四郎

図2 宝永武鑑

宝永二年の「宝永武鑑」では居所を「ひもの丁」としています。

さてここまでの記録から見る限り、亀岡久三郎は大工頭支配下の石工職人の肝煎職人の

様に思われます。「覚」では「然共御石屋と申二而ハ無御座候」と有り、又先に紹介した『安永撰要類集』に納められた天明三年の「願書」には「御代々石方棟梁職之處、職人無三御座」と有りますので石丁場から石を買い付けることもせず、職人を抱えて石の加工を行う職人頭でも無いと言うことになります。それ程の分限者で有るようには思われま

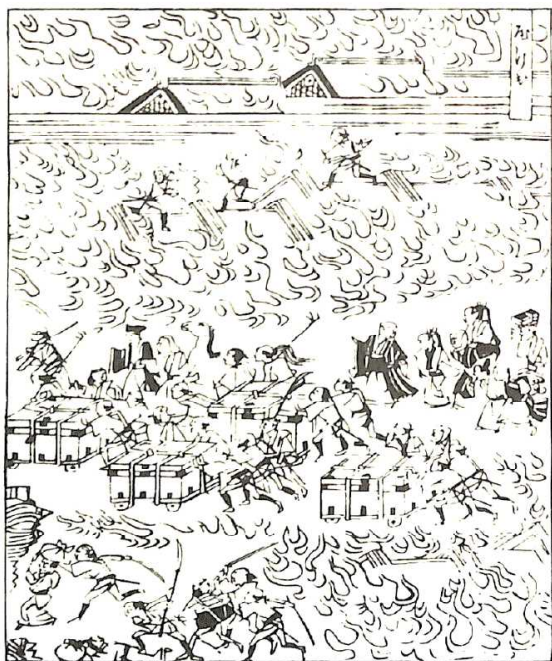


図3 『むさしあぶみ』より

ところ、山澤学氏はもう一つの資料から亀岡久三郎の分限者としての素顔を示してくれています。杉田玄白が書いた『後見草』（『史籍集覧』第17冊すみや書房一九六八年）の上に「亀岡石見入道宗山書置」という記録が収録されていま

す。書き出しに「正徳五末の年より五十九年前酉の年正月十八日十九日江戸大火事書置の年前申の十月十六日呉服町火元大市と申者の家より出火父久兵衛類火にあひ申候事参年目亥年冬御本丸御晋請御作事御出来御移徙までの事」と有りますが、明暦三年の江戸大火の亀岡父子の体験を記録した物です。

明暦三年の大火の前身「明暦二年十月十六夜十時ごろ、呉服町二丁目から出た火は、激しい北西の風に乗って八丁堀までを灰にし、翌十七日の午後二時ごろ、ようやく鎮火した。焼失町数四十八、類焼家屋八百九十八。」（黒木喬『明暦の大火』講談社現代新書昭和52年12月）。この火事で、父亀岡久兵衛の中橋南横町の屋敷も焼失しました。

此屋敷二年前に悉く作事出来敷寄屋書院恰合よく出来書院の次の間三間梁に四間此坐敷舞臺に成橋掛りも三間風呂屋上階の亭高く海手まで見ゆる玄關式臺廣く料理の間居間奥の部屋共内證ハ惣二階随分勝手よき住居に致し候

此の屋敷の披露には岡部美濃守宣勝が招かれ、この橋掛かりの有る座敷舞台で久三郎も二番シテを勤めています。『書置』では、ここで亀岡久兵衛の生国が「和泉」で有る事が語られています。

この明暦二年の火災の時に亀岡父子は鉄砲洲船待（松？）町に有った下屋敷に逃れます。

鐵砲洲屋敷ハ表口京間三十一間裏行四十三間の所書院敷寄屋小坐敷舞臺居間小書院玄關二間に五間勝手共によき住居酒井修理太夫殿被成下候間随分何方も宜有之候申の十月十六日の夜中橋居屋鋪類火に及び候得共何も不殘鐵砲洲に來り不自由の事も無之候然共來西の正月御本丸御修覆御用鐵砲洲よりの通ひ遠く在之候に付年内中橋に引移り可申とて焼屋鋪へ小屋掛急に申付候致出来極月中比中橋へ移申候小屋住居の不自由なる年を取申候

鉄砲洲の屋敷の造作も可なり念のいった物で有る事が判ります。しかし翌年予定されていた本丸修復の作事のためには、鉄砲洲は遠方で不便で有るとの理由で焼け跡の南横町の屋敷跡に飯屋を建てて使うことになります。明暦三年の大火ではこの鉄砲洲の屋敷も焼失してしま

『書置』には、鉄砲洲から焼け出された久兵衛が命からがら南横町に辿り着いた話や、久三郎の見分が細かに記載されていますが、此の外に鉄砲洲の屋敷から長持ちに入れて担ぎ出した二千兩を失ったことや、阿部豊後守に用立てていた千五百兩や屋敷の恵比須大黒へ供えていた作事の着手金五百兩が

焼け残った話など、亀岡父子が大きな資産を持って居たことが語られています。

○御本丸焼跡御大老衆御老中御見分可有之とて久世大和守殿御案し元祖保科肥後守殿直孝掃部頭殿大專院雅樂頭殿空印讃岐守殿元祖松平伊豆守殿元祖阿部豊後守殿御作事奉行三人御普請奉行三人御勘定頭鈴木修理木原内匠御被官片山源右衛門を初大勢父久兵衛自分まで御供廿日不殘焼跡御見分御廻り御本丸中仕切北之方御天守臺までの内焼死人餘程有之右御見分前に依に仕置候

大火後大老・老中衆が本丸の焼け跡を見分した際には、「作事奉行三人、御普請奉行三人、御勘定頭、鈴木修理、木原内匠、御被官片山源右衛門」と共に其の他大勢の中に亀岡父子が加わっていたことを書いています。

ここで井伊掃部頭直孝、酒井雅楽頭忠清、酒井讃岐守忠勝、は大老、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋は老中職に有りましたが保科肥後守正之は幕政に深く関わっていました。元祖は時の執政位の意味でしょうか？

『書置』には幕閣の諸大名家との関わりを示す記述も多く見られ、石工棟梁職への任命は元禄十二年で有ったとしても、明暦三年までには既に実質として石工を使って幕府の仕事を請け負う仕事に就いて居たことになります。

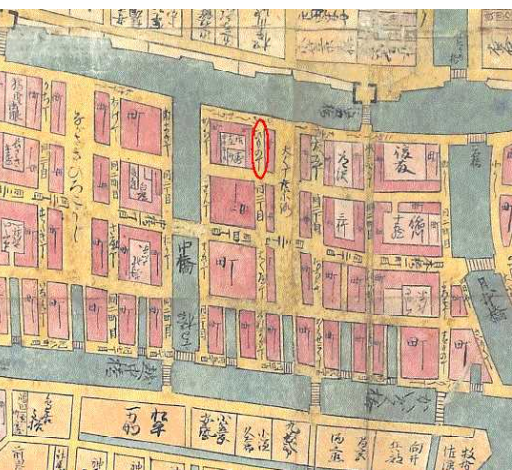


図4 中橋櫓物丁 『明暦江戸大絵図』

亀岡父子が恐らく作業場としても使っていたと思われる中橋南榎町の屋敷が有った中橋は通り町筋の日本橋から江戸橋の間に架かっていた橋で、紅葉川という川が流れていました。明暦の大火以降外堀迄の間は埋め立てられ「中橋広小路」となります。「宝永武鑑」に有る「ひもの丁」は櫓物町で榎町の並びになります。『明暦江戸大絵図』（之潮 枚葉図 二〇〇八年）は明暦三年に作成された絵図ですが、ここから中橋周辺

の様子を掲げさせて頂きます。この日本橋京橋地域は江戸前島と言われた部分ですが、之潮の代表である芳賀ひらく氏は『江戸東京地形の謎』（二見書房）の中で

しかし江戸の初期には、江戸城建設用の石材や木材を運び込むため、あるいは掘削した土砂の搬出に、この半島を横断して何本もの「船入堀」が掘られ、石船や材木筏が航行していたのです。

と書いて「船入堀」によって海に開かれた江戸前島の様子を伝えています。が、「それにしても、寛永一九年（一六四二）の内容とされる地図で、この入堀が途中まで埋め立てられた形に描かれているのはどう考えるべきでしょうか。埋め立てや開削が繰り返された可能性がないとは言えません。謎ですね。」とされて、時代の要請に応じて活発に形を変えていくこの地域の特性を示唆されています。

さてここまでは山澤学氏の示してくれた道筋に沿うように、石工棟梁の亀岡父子について書き連ねてきましたが、石工棟梁は靈廟の造営や石造宝塔の作事には関わっても石燈籠の作製・据え付けに関与して居るわけでは有りません。にも関わらず、石工棟梁亀岡石見（久三郎）について詳述するのは、次に紹介する一連の「津軽家文書」中で、亀岡石見が津軽家が有徳院廟に献納する石燈籠について言わば指南役を務めている姿が垣間見られるからです。

3. 津軽家文書その1

私が「津軽家文書」に出会ったのは二〇一四年六月の末のことです。伊豆石丁場や石工の関連資料を当たりながらも、中々石燈籠関連の資料に行き当たることが有りませんでした。そんな中で有る日ネットを検索していると、弘前市立図書館が所蔵する「津軽家文書」の中に

○常憲院様江御献上之御石灯籠御銘文書付并立所絵図外 宝永六（1709）写 18通 TK186- 6

○文昭院様御仏前江御献上御石灯籠御銘文図 TK186- 7 正徳二年 正徳二（1712）写 一鋪 82×65

○東叡山俊明院様御霊前石灯籠献備之儀書付 12月 天明七（1787）写（原本）1通 TK387- 160

○増上寺江御寄進御石灯籠竿寸面尺之図 TK714-1 正徳三

(1713) 写 一鋪 60×81 蔵印：弘前日記方

の四点の文書が収められていることが判りました。早速弘前市立図書館に連絡を取ったところ、写真撮影が出来るとのことでしたので、図書館を訪れ撮影を行いました。当初大した量では無いと思っていたのですが、「常憲院様江御献上之御石灯籠御銘文書付并立所絵図外」は常憲院霊廟へ燈籠を献上するための過去の資料を纏めた物で、厳有院霊廟へ石燈籠を献納した際の江戸藩邸の日記を含め九点の資料が一包みになっていました。

特に「厳有院御佛殿江御石燈籠被獻候儀二付日記書拔」には

① 石灯籠の献納本数、

② 上野霊廟への献納時期の遣り取り、

③ 献納前の下準備、

④ 献納時の状況

などが事細かに記録されています。

書き抜きの元になった江戸藩邸の日記は

○「弘前藩庁」日記（江戸日記）〔御日記方編〕 TK215-2 寛文八

〜慶応四（1668〜1868）写 1225冊

として残されていますので、二〇一八年の初夏に再び弘前市立図書館を訪れ関連の部分の撮影を行ってきました。

『厳有院御佛殿江御石燈籠被獻候儀二付日記書拔』の内容を順を逐って見て行くことにしたいと思います。

『書拔』は厳有院徳川家綱逝去の翌年、延宝九年正月九日から始まります。

『書拔』の記事は写し違いも有りますので元になった「弘前藩庁」日記（江戸日記）によっています。

九日 天気晴

一、厳有院様御霊屋石燈籠之儀大久保加賀守様

御意被成候ハ一基可被差上候此御差圖二付御國へ申

上候処 台徳院様へハ一基被差上候得共

権現様大猷院様へハ二基宛御上ケ被成候間此度も

二基御上ケ被成度御思召候二付御國々土井能登守様へ

御書被進候と仰候

ここでは厳有院廟へ献納する石燈籠について老中大久保加賀守忠朝より一基献上するように指図が有ったことが判ります。

大久保加賀守の意向を国元に伝えたところ国元からは、台徳院（秀忠）霊廟には一基で有ったけれども、権現様（家康）、大猷院（家光）の霊廟には二基づつ差し上げているので、是非今回も二基献上出来る様に大久保加賀守へ書状を差し上げお願いする様にとの指示が有りました。

ここで権現様とは上野の東照宮で、慶安三年に諸大名より燈籠が献じられました。大猷院霊廟は上野寛永寺、日光輪王寺に造営されましたがそのどちらにも津軽家は二基の燈籠を献納しています。

台徳院に献納された燈籠が一基で有ったことは『享保年間による彩色大絵図』（千秋文庫蔵）に依って明らかです。台徳院の燈籠は



写真 2 津軽家燈籠（日光大猷院）

奉獻石燈籠兩基
日光山
大猷院殿 尊前

兼應二年四月二十日

津軽土佐守藤原信義

見つかっていませんが、上野東照宮、上野寛永寺、日光輪王寺大猷院廟の燈籠は現存しています。

日光輪王寺大猷院廟の燈籠の内一基分の写真と銘文を掲げておきます。（『日光山輪王寺大猷院奉獻石燈籠現況調査報告書』）

寛永寺大猷院廟の

燈籠は、世田谷区の実相寺と比叡山麓にある京都市左京区の白龍園に一基づつ移

設されています。

実相院の写真と銘

文も後述の為に次に掲げておきます。銘



図 3 津軽家燈籠（実相院）

文では、日光と上野の大猷院廟の違いは献納された年だけで、慶安四年四月二十日は大猷院（家光）の逝去した日で兼應（承応）二年は慶安四年の

奉獻石燈籠兩基
東叡山
大猷院殿 尊前

慶安四^{辛卯}年十二月二十日
津輕土佐守藤原信義

翌年に当たります。
因みに現在まで所在の判っている津輕家の奉獻燈籠は

○有章院（笛吹市 ホテル古柏園）
○有徳院（栃木県 高根沢町安住神社）
○惇信院（青森市 正覺寺）
○俊明院（寛永寺第一靈園内）

で何れも銘文から一基獻納されたことが判っています。

ここで取り上げていく厳有院廟、その後の常憲院（綱吉）廟、文昭院（家宣）廟、文恭院（家斉）廟に獻納された灯籠の所在は判っていません。
話を前に戻します。

若殿様も

厳有院様へハ御香奠御被差上其上御由緒御座候而

御懇此「懇ろ」二被 思召儀二御座候間仰 若殿様茂

石燈籠一基被差上度被 思召兩様之御願

之御書能登守様加賀守様へ参先能登守様へ窺

其上御差圖次第二可仕仰御國々申來候

国元からは駄目ならば若殿から一基差し上げることが出来ないか、二つの願い出をして欲しい。お願いは先ず土井能登守様へ差し出し、能登守様の指図次第で加賀守様へ願い出て欲しいと言っています。

江戸藩邸では早速小川定右衛門が能登守様の元へ願いの書を持参します。

小川定右衛門は「御書持参仕候処御前へ罷出候様二と御意二付罷出」土井能登守に津輕藩として二基獻上したい旨を過去の経緯を元に申し上げますが、能登守は「先達而加賀守殿々一基被獻候様二と被仰渡候上ハ重而御伺之義御無用二被思召候様」として、加賀守が一基獻上せよと指示した以上重ねて伺いを立てることは無用だと言っています。また若殿様から石燈籠を差し上げたいという願いに対しては尤もなことでは有るが「併御三家御若殿方々も石燈籠不被差上候間是又御無用二被思召候被仰候」として是又願いを退けています。少し先まで見てみます。石燈籠を獻上する予定についての大久保加賀守側との遣り取りが二件記載されています。『書拔』では記載に重複があります。

三月九日

一御石燈籠今月廿一日々来四月七日迄之間被差上候間いつ比可被指上哉と大久保加賀守様御家来々御聞届迄申來候

三月十二日

一大久保加賀守様へ戸沢弥五兵衛致伺書御石燈籠いつ比可被指上候一昨日被仰上候今廿八日二差上ケ可申様申上候石屋尔

承処廿六日二透と出来可申候二付廿七日東叡山へ引届

翌日仕立候様二相考廿八日二可差上と申上候

ここまでの記述を整理してみます。

大久保加賀守から厳有院廟へ一基石燈籠を獻納する様にとの指示を受けた津輕藩では、前例を元に此の指示を変えることが出来ないか方法を模索しています。逆に言えば前回の大猷院の場合には基数について指示が無かったか、或いはその指示を変えることが出来たという事になります。

今回の厳有院の場合には、大久保加賀守はかなり強い意志を持って決定を貫いています。御三家の若殿方からの灯籠の獻上も認めていないと言うことは、灯籠の獻上についてかなり明確な絵を描いていることになります。

一方で灯籠の獻納の時期については後の老中奉書に見られる様な、当初からの納入期日の指示では無く、靈廟造営の進捗状態に合わせて細かく打ち合わせが行われていたことが判ります。

三月廿五日 天氣曇午ノ下刻より雨降

一、上野 御仏殿江石燈籠御献上被進候前々日地形

拵候二付惣奉行小川定右衛門麻上下着川越清左衛門

裏付上下着下奉行清水長兵衛羽織立付着杖

突三人鳶之者三拾人石切壱人石屋手代壱人參候

石屋与左衛門茂屋之内罷越候地形つかせし場所三尺程堀

土を取出し砂を入どうつき二而つき堅め申し右砂五度

尔式拾俵入申し付堅候而栗木丸太木口五六寸有之

を長サ三尺八九寸二切四方之隅と中二三本都合七本とう

つき二而打込其上二土臺石四方中都合五枚敷申候所五尺

四方石厚サ八寸幅壱尺又ハ壱尺餘有之候石之廻り江砂を

入杵つき二而堅申し候場所上二片扉二とま筵付二而覆

仕候

燈籠設置の二日前、津輕藩の惣奉行に任命された小川定右衛門は麻袴、川越清左衛門は裏付袴、下奉行清水長兵衛羽織裁付を着けて、蔵有院廟所の燈籠設置場所へ向かいます。杖突という作事方の役人、薦の者三十人、石切職人と石屋の手代一人が同行します。石燈籠の制作を請け負ったのは八丁堀の石屋与左衛門で、昼から一行に加わります。

此の日行われた作業の内容を、素人ながら出来るだけ逐って見ることにします。

写真4は蔵有院靈廟前に現存する灯籠の竿から下、地盤部分を示しています。



写真4 蔵有院勅額門前燈籠

砂利の上に見える地盤石は後の記録に見るように

地盤石 四尺八寸式枚二而切合

となっており、六角形の石は二分割されて組み合わされていることが判ります。今残されている燈籠の地盤石も二枚の石の組み合わせになっています。此の日の作業はこの地盤石を敷くまでの地盤造成作業と思われまふ。

先ず石燈籠を設置する場所に深さ約一mの穴を掘ります。土を掘り出した後に砂を入れ「どうつき」で突き固めます。写真5は「タコ胴突」と呼ばれる道具で、丸太と太めの枝を使って作れるそうです。ネットに有る写真を使用させて頂きました。五度にわたり二十俵ほどの砂を入れて突き固めます。



写真5 胴突

突き固めた後、木口が15cmから20cmの栗丸太の杭を穴の四隅、真ん中に三箇所合計七本打ち込みます。この杭の大きさからして穴の径は一m以上と考えられます。

ここまでの作業は現在も石燈籠の設置作業で行われている内容と同じです。問題は此の後です。穴の上に土台石を置きますが、中に一枚四方に各一枚づつ敷き詰めると五尺四方、石の厚さが八寸になったと書いています。

「幅壹尺又ハ壹尺餘」というのは敷き詰めた五枚の石の幅でしょうか？但しこうなると先ほど紹介した「地盤石 四尺八寸式枚二而切合」と話が合わないことになります。しかし、これ以上は追求しないことにします。

地盤石の廻りに砂を敷き杵で突き固め、お昼過ぎから雨が降るので苦筵を張った扉板を被せて作業を終えたと書いています。

次はいよいよ石灯籠の搬入設置です。

同廿七日 天気晴

一今日上野へ御石燈籠被献候ニ付八町堀石屋へ佐藤

新五左衛門川越清左衛門罷越候先乗佐藤新五左衛門跡乗

川越清左衛門兩人間ニ御石燈籠牛車四頭ニ載せ御

足輕 警固にて上野黒門迄引参候夫々

御歩行十二人警固ニ相加リ二天門を車より於ろし

人足三而御石燈籠場所迄為持参御石燈籠直さ

せ申候渡部弥五右衛門儀ハ御石燈籠場所へ早朝より

罷越右三人御石燈籠直し仕廻候迄付添申ノ刻

仕廻罷歸候右人足薦之者ニ赤飯被下候御石燈

籠ハ石屋より人足出し引

二十六日は雨だったせいか二十七日に石燈籠の搬入設置が行われます。

この当時津輕藩の江戸上屋敷は神田小川町、中屋敷は本所横綱町に有りました。どちらから人数が出たのかは判りませんが、八丁堀の石屋与左衛門方へ出向き、石燈籠を四頭の牛車に乗せ先頭に佐藤新五左衛門、後方に川越清左衛門が騎乗し足輕が警固して上野寛永寺の黒門に到ります。



写真6 解体された石燈籠

一基の燈籠を運ぶのに何故牛車四頭なのかとお思いになるかと思ひます。上に分解して積み上げられた燈籠の写真を掲げておきます。是に更に火袋が加わります。元々竿の部分には両端にダボが付いて居て組み付けていく構造になっています。

写真7は日暮里に有った石燈籠を増上寺まで移設した際に撮られた物です。クレーン付きの大型車両で運搬された様子が窺えます。実際に牛車でどれだけの運搬力が有るかは判りませんが、石燈籠を分解し、四頭に分載しやと牽かせて行くことが出来たのだと思われまふ。

黒門からは御徒十二人が加わり二天門まで牽いて行ったと有ります。道筋



写真7 燈籠移設運搬作業
(写真提供：和田利一様)

納められています。

延宝九年三月廿八日 陰 巳中刻ヨリ晴

一 嚴有院様御仏前江御上ケ被成候地盤石・唐金之御燈籠両基、椎名伊予二被仰付出来、今日上野江就被遣、奉行中西五郎左衛門・安田茂右衛門・奥田清大夫・米津六右衛門・間坂半助被仰付、上野二立置及黄昏罷帰候、御足輕・御中間如左杖突拾式人御足輕小頭・御中間頭 茶色之羽織着

小人目付・仲ヶ間之者

御足輕五拾五人

御中間八拾八人

紺之単物着

津輕藩が石燈籠を上野に搬入した翌日の二十八日に、小田原藩の唐金燈籠は地盤石と共に上野に運び込まれていることが判ります。

話を続けます。二天門前で降ろされた燈籠は人足によって前々日に地拵えの終わっていた設置場所へ運ばれます。ここで石屋の職人によって組み立てられ午後四時頃には終了したことになります。鳶の物には赤飯が振る舞われています。「御石燈籠ハ石屋より人足出し引（申候）」の部分は仕立てた部分から石屋の職人が来て引いていった様に読めますが、これはヤグラを組んで灯籠のパーツを順番に引き上げ組んでいたという意味では無いかと思います。二十八日には燈籠関係の記事が有りませんから、此の日の内に設置が完了したと思われる。

さて最後に「津輕家文書」の中に有る一枚の文書を掲げておきます。

は恐らく今の江戸通りか、中央通りで有ったと思われます。しかも燈籠を献納するのは津輕家だけでは有りません。日光大猷院廟には二百五十基の石燈籠が献納されましたから、嚴有院廟にも同じ数の石燈籠が献納されたと考えれば此の日を相前後して千頭の牛車が江戸の目抜き通りを行き交ったこととなります。

石燈籠だけでは有りません。唐金の燈籠も又嚴有院廟へ運ばれていきます。

小田原藩が献上した唐金燈籠と地盤石の例は『小田原市史 資料編』に「永代日記」（京都市伏見区稲葉神社蔵）の資料として

嚴有院様御石燈籠寸法
惣高 地盤上より宝珠迄九尺一寸八分
外二地盤石砂利上八寸
宝珠 指渡 壹尺四寸
笠石 同 四尺六寸
火袋 同 壹尺九寸
請鉢 同 三尺四寸八分
柱 同 壹尺八寸
節石 同 三尺八寸
地盤 同 四尺八寸式枚二而切合

奉献上 石燈籠壹基

東叡山

嚴有院殿 尊前

延宝九年辛酉五月八日

奥州弘前城主

從五位下津輕越中守藤原信政

地盤石の部分で引用した資料ですが、残念ながら書かれた時期が判りません。但し、同じ文書群の他の資料が常憲院（綱吉）廟に燈籠を献納するため

石燈籠之圖

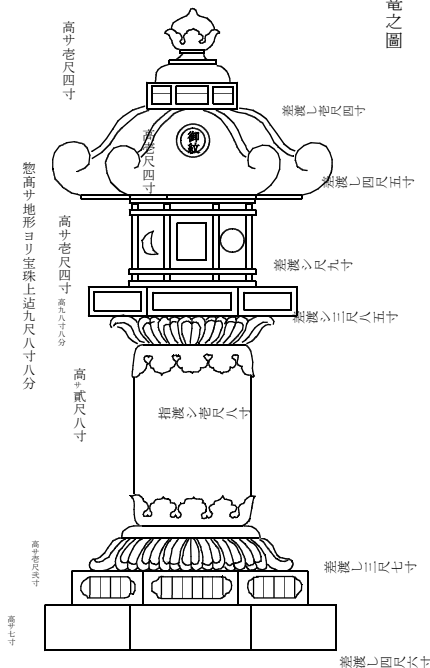


図5 「常憲院石燈籠圖」模刻図

の前例を調べて「覚え」として作成されていることを考えれば、宝永六年頃の物と思われます。この中には厳有院廟に献納した灯籠の寸法・仕様を書き出し、竿に刻まれた銘文も記載しています。これによって現在津軽家が厳有院廟に献納した灯籠の銘文が判明したことになります。

何度が掲載したことも有る木子文庫所蔵の「常憲院石燈籠圖」の模刻図を掲げておきます。

「石燈籠図」では惣高サ地形ヨリ宝珠上迄九尺八寸八分（地盤高さ七寸）

「津軽家文書」では惣高地盤上ヨリ宝珠迄九尺七寸八分

と合致します。

4. 献納基数・銘・形

最後に残された灯籠から判ることを書いてみましょう。

まず灯籠の献納基数です。現在私の元に七十四大名七十九基分の灯籠の銘文資料が有ります。このうち六十五基は私自身が確認調査を済ませた物です。表2に内訳を記載しましたが、この七十四大名の領知高を調べてみると、「両基」と記載された大名は全て五萬石以上、一基、無記載、基数部分が剥離した物のうち一基は全て五萬石未満でした。基数部分に剥落のあるもう一基は播磨竜野藩五萬一千石の脇坂中務少輔安政のものです。

先に紹介した津軽藩は四萬六千石の大名で、希望も空しく一基のみの献納となりました。

日光の大猷院廟では、五萬石未満の大名八十六家の内一基献納が五十二家、二基献納が津軽藩も含めて三十四家となっていました。献納の基数について明らかに幕府の規制が働いていることが判ります。

次に奉献の年月日ですが、これは読み取り可能な七十八基において家光逝去の日で有る延宝八年五月八日と有って例外がありません。強いて言えば

延宝九年辛酉五月八日
延宝九歳辛酉五月八日
延宝九曆辛酉五月八日
のバリエーションの中に納まります。

銘文全体ですが、『日光山輪王寺大猷院靈廟内の燈籠配置』の中で日光大猷院廟に献納された燈籠銘の基本型を上記の通りとし、「但し城主の部分は城主で有っても此の部分を書き記している大名は多くない。」と書きました。ま

銘文記載	大名数	合計基数
両基	14	19
一基	36	36
無記載	22	22
剥落	2	2
	74	79

表2 厳有院石燈籠現存基数

奉獻 石灯籠 □基
(野州) 日光山
大猷院殿 尊前
承応二年癸巳四月二十日
□□國□□城主
從五位下□□守□□氏□姓□□

が書き示した「石燈籠奉拝進」という書き様は見ると出来ません。

灯籠銘の書き様については、『増上寺徳川家靈廟の風景12』の中で曾我流の書札札について書きましたが、次回常憲院の項で纏めて触れていきたいと思っています。

灯籠の形は二種類。竿が六角柱のものと、円柱状の物だけです。円柱状でも中節という真中に節を持った物は有りません。



写真8 太田資次燈籠

写真8は上野寛永寺の「天海僧正毛髮塔」に置かれている太田攝津守資次の燈籠ですが、他には軽井沢の鬼押出し園に脇坂中務少輔安政の例を見ることが出来るだけです。

高さも飛び抜けて大きな物が有りませんから「地形ヨリ宝珠上迄九尺八寸八分」というのはもう厳有院廟の時にな

って決めごとのようになっていた物と思われます。

石燈籠

一、形恰好御役居州者

繪圖之通但石之義

伊豆石成ト見影石ニ

成ト勝手次第

一、彫物棹様等勝手次第

一、火袋之仕型木形之通

丑七月

石燈籠

一、形・恰好・御役・居州は

繪圖の通り但し石の儀は

伊豆石なりと御影石に

なりと勝手次第

一、彫物棹様等勝手次第

一、火袋の仕方木型の通り

丑七月

「丑七月」と有りますから宝永六年の常憲院廟への献納の為の文書ですが、

ここでは「一彫物棹様等勝手次第」と書いていますので、厳有院廟の場合にもまだ竿の形までは規制されていなかった物と思われます。

長いお話になってしまいました。但し、今回の厳有院と次回の常憲院廟に関する部分はこの論考の中心部分となりますのでお許し下さい。亀岡石見については紹介文が長かった割には石燈籠の部分に関係してないのではと思われるかもしれませんが、次回関連文書をご紹介します。尚、津軽家文書の翻刻文は飽くまで筆者の責任で作成した物です。大きな読み違いは無いと思いますが、気になる方は原文を参照されることをお勧め致します。

尚、引用文の中の（ ）は原著のもの「」は私が補ったものです。
現存する厳有院石燈籠のうち寛永寺靈廟内のものは代田照彦氏の『第一・第二靈廟内奉獻石燈籠配置図及び奉獻者一覧表』（平成二六年六月）を参照させて頂きました。

今回も細かいところまで難波謙一氏に校正を頂きました。末尾になりましたが、感謝の言葉を述べさせて頂きます。

(2018.12.21)